

株式会社 てとてと
共同生活援助利用契約書
(ケアホームサービス利用契約書)

_____ (以下「入居者」という。)と株式会社てとてと (以下「事業者」という。)
は、入居者がケアホームにおいて、事業者から提供される障害者自立支援法に基づく介護
給付内の共同生活援助(以下「ケアホームサービス」といいます。)を受け、それに対する利
用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 本契約は、障害者自立支援法に基づく介護給付内の共同生活援助について、入居
者の地域における生活を支援し、事業者が提供するケアホームサービスの内容と入居者
が支払うべき料金との関係を明確にし、入居者と事業者の双方の理解と合意のもとにケ
アホームサービスが提供されることを目的とします。

(ケアホームサービス)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のケアホームサービスを入居者
に提供するものとします。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、契約日から介護給付費支給期間満了日までとし、利用者から契
約解除の意思表示がない場合は、自動更新されるものとします。ただし第13条の規定
により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第2章 サービス計画

(個別支援計画の作成)

第4条 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これにもとづいたケアホームサービ
スを提供するものとします。

2 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わ
せるものとします。

- (1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、ケアホーム
サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点な
どを盛り込んだ個別支援計画を、入居前に作成するものとします。
- (2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し内容
の確認ならびに記名押印を受けるものとします。

- (3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回、もしくは入居者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
- (4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、入居者と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。

第3章 利用料金

(利用料金)

第5条 事業者は、ケアホームサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者の同意を得るものとします。

- 2 入居者は、ケアホームサービスの対価として伊丹市が定める定率負担額及び障害者自立支援法に基づく介護給付対象料金を事業者に支払うものとします。
- 3 入居者は、本人の希望による障害者自立支援法に基づく介護給付対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

事業者は、障害者自立支援法に基づく介護給付対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することが出来るものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨記載するものとします。

- 4 第2項および第3項の利用料金のうち、月を単位とするものについては、入居者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日に利用を終了した場合は、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。
- 5 該当月の14日を超えて入院若しくは外泊をした場合、前項に掲げる利用料金のうち光熱費および日用品費については、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

(利用料金の支払い等)

第6条 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月10日までに入居者に送付するものとします。

- 2 入居者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月20日までに支払うものとします。
- 3 障害者自立支援法に基づく介護給付対象外サービスでその費用が入居者個人の消費にかかるものは、その都度精算するものとします。

第4章 事業者の義務

(事業者の姿勢)

第7条 事業者は、入居者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業者の定めた諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、常に入居者の健康に注意すると共に、入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師と連携し、入居者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施するものとします。

3 事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、医師の指示によることなく身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。

なお、こうした行為を行った場合は速やかに法定代理人または身元引受人に報告するものとします。

4 事業者は、入居者に対するケアホームサービスの提供について記録等を作成し、それを事業者が定める文書取扱規程で規定する間保管し、入居者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5 事業者は、入居者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、ケアホームサービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、入居者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。

(守秘義務)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、入居者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。

2 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た入居者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

第5章 利用者の義務

(ケアホーム利用規則の遵守)

第10条 入居者は、ケアホーム利用規則を守るよう努めます。

(入居者のケアホーム利用上の注意義務等)

第11条 入居者は、ケアホームをその本来の用途に従って、利用するものとします。

第6章 損害賠償

(損害賠償)

- 第 12 条 事業者は、本契約に基づくケアホームサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。また、第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 入居者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、損害賠償の額は入居者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

第 7 章 契約の終了

(契約の終了事由)

- 第 13 条 入居者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。
- (1) 入居者が死亡した場合。
 - (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりケアホームを閉鎖した場合。
 - (3) 事業者の滅失や重大な毀損により、ケアホームサービスの提供が不可能になった場合。
 - (4) 事業者が障害者共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
 - (5) 第 14 条もしくは第 15 条に基づき本契約が解約された場合。

(入居者からの契約解約)

- 第 14 条 入居者は、30 日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。
- (1) 事業者が正当な理由なくケアホームサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合。
 - (3) 事業者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - (4) 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

- 第 15 条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30 日以上予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出

来るものとしします。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第5条にもとづき入居者が事業者を支払うべきケアホームサービスの利用料金を3か月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (3) 入居者が医療機関に入院し、明らかに3か月以内に退院の見込みがない場合、または入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(契約の終了に伴う援助)

第16条 本契約が終了し、入居者がケアホームを退所する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとしします。

- (1) 適切な医療機関または指定介護老人福祉施設等の紹介。
- (2) 他のケアホーム等の共同生活援助事業所の紹介。
- (3) その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

(居室の明け渡しと精算)

第17条 本契約が終了する場合において、入居者はそれまでに提供されたケアホームサービスに対する第5条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項にもとづく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとしします。

(残置物の引渡し等)

第18条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者、または法定代理人等にその旨を連絡するものとしします。

- 2 入居者または法定代理人等は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとしします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、入居者または法定代理人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者または法定代理人等に引き渡すものとしします。ただし、その引渡しに係る費用は入居者または法定代理人等が負担するものとしします。

第8章 その他

(苦情解決)

第19条 事業者は、提供したケアホームサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとしします。

2 事業者は、入居者又は法定代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(身元引受人)

第20条 事業者は、入居者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、本契約にもとづき入居者の債務を負うときは、入居者と連帯して履行の責任を負うものとします。

3 身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

(1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者に協力すること。

(2) 第13条第2号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(3) 入居者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(協議事項)

第21条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者又は法定代理人および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

入 居 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

法定代理人 住 所 _____

() 氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 業 者 所在地

名 称

代表者 印